

(別紙)

保育所における委託費の弾力運用に係る手続きについて

	項目	経理等通知	要件	手続き	様式
積立資産の目的外使用	1 人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産を、それぞれの積立目的以外に使用する場合 ※ 使用の範囲は、経理等取扱通知5を参考。	1-(3)	要件1	事前協議	様式1-1号
	2 保育所施設・設備整備積立資産(土地取得は含まれない)を、積立目的以外に使用する場合 ※ 使用の範囲は、経理等取扱通知5を参考。	1-(4)	要件2	事前協議	様式1-1号
	3 人件費積立資産及び保育所施設・設備整備積立資産(土地取得を含む)を、それぞれの積立目的以外に使用する場合 ※ 使用の範囲は、経理等取扱通知5を参考。	1-(6)	要件3	事前協議 (社会福祉法人以外)	様式1-2号
取崩立資産の	4 保育所施設・設備整備積立資産から当該保育所に係る土地取得に要する費用を取り崩して使用する場合	1-(6)	要件3	事前協議	様式1-3号
使用前期末支払資金残高の	5 保育所拠点区分の前期末支払資金残高を、取り崩して使用(※)する額が事業活動収入計(予算額)の3%を超える場合(自然災害その他やむを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合を除く。) ※ 使用の範囲は、経理等取扱通知5を参考。	3-(1)	要件1	事前協議	様式2-1号
	6 保育所拠点区分の前期末支払資金残高を、当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費等に充当する場合	3-(2)	要件3	事前協議 (社会福祉法人以外)	様式2-2号
その他	7 委託費に係る当該会計年度の各種積立預金への積立支出(人件費、修繕費、備品等購入、保育所施設・設備整備)及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合	5-(2)-④ 関係		年度終了後3ヶ月以内に報告	様式3号
委託費の充用	8 委託費収入のうち、処遇改善等加算の基礎分相当額を限度として、経理等通知別表2の経費に充当した場合	1-(4)	要件2	年度終了後3ヶ月以内に報告	様式4号
	9 委託費収入のうち、処遇改善等加算の基礎分相当額を限度として、経理等通知別表3及び別表4の経費に充当した場合	1-(5)	要件3	年度終了後3ヶ月以内に報告 ※事前協議	様式4号
	10 委託費収入のうち、当該会計年度における委託費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の1/4の額)を限度として、経理等通知別表3及び別表5の経費に充当した場合	1-(5)	要件3	年度終了後3ヶ月以内に報告 ※事前協議	様式4号

※ 委託費の弾力運用により、土地取得に要する費用に充当する場合は、事前に市と協議してください。